

2023年3月期第1四半期 決算補足説明資料



2022年7月29日
株式会社ミクリード
証券コード：7687

MICREED

第1四半期業績概要

- 1Q売上高は前年同期には発令されていた緊急事態宣言・まん延防止等重点措置等の制限がなかったことから、前年同期を大幅に上回り、営業損益も改善。
- 顧客数も大きく改善し前年同期比+42.7%。6月には過去最高の顧客数を更新。

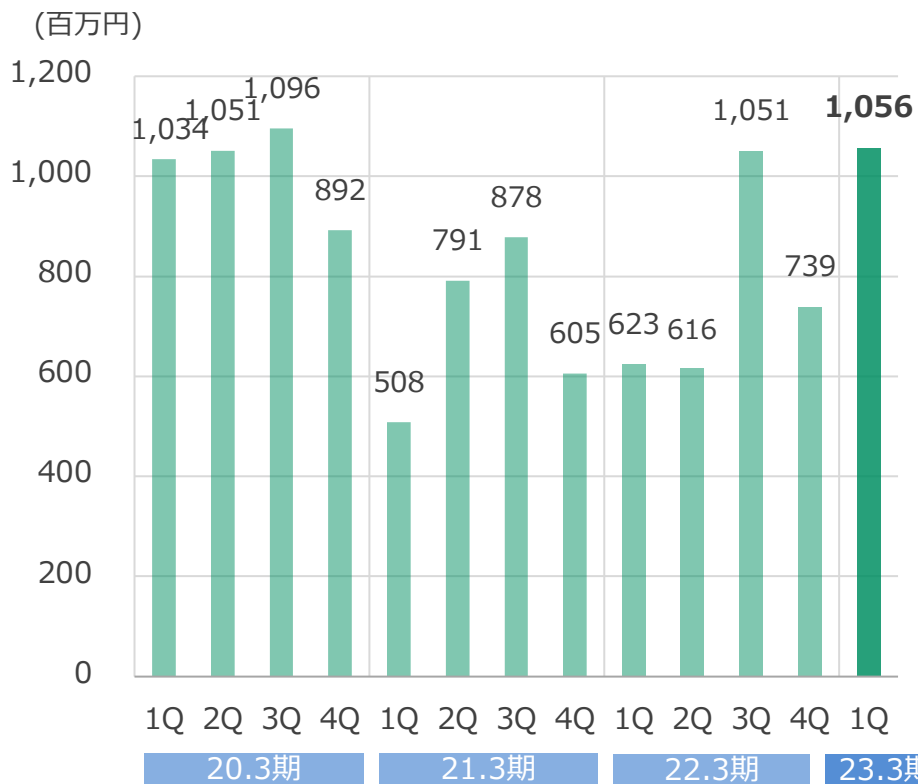
(百万円、%)

	22.3期1Q (実績)	23.3期1Q (実績)	(前年同期比)
売上高	623	1,056	+69.3
売上総利益 (総利益率)	212 (34.0)	363 (34.5)	+71.4 (+0.5pt)
営業利益 (営業利益率)	▲36 (▲5.8)	45 (4.3)	—
経常利益	▲35	47	—
四半期純利益	▲23	31	—
顧客数 (※)	7,216	10,294	+42.7
既存顧客数	6,761	9,479	+40.2
新規顧客数	455	815	+79.1

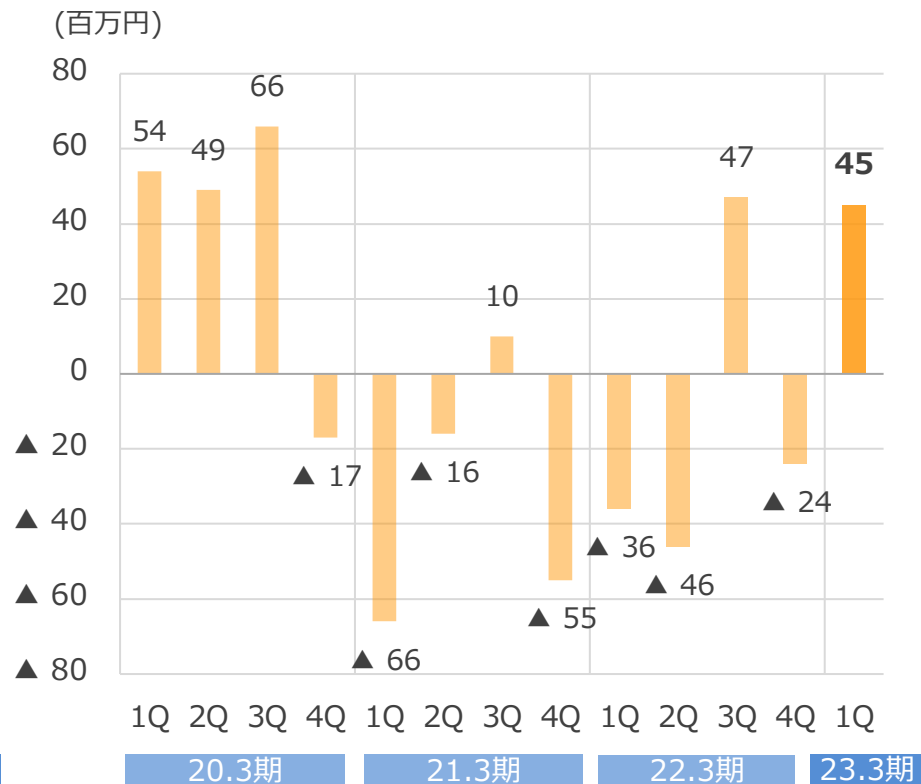
※ 顧客数は、各月の平均値を取っているため、四捨五入の関係で既存・新規の合計と一致しない場合があります

- 2022年3月のまん延防止等重点措置全面解除を受け、1Q業績は前四半期から大幅に改善。
- コロナ前との比較では、売上については20.3期1Qを上回ったものの、利益面ではウクライナ情勢を背景としたエネルギー価格の高騰や円安の進行等に起因するコストアップ影響により20.3期1Qには届かず。

売上高



営業利益

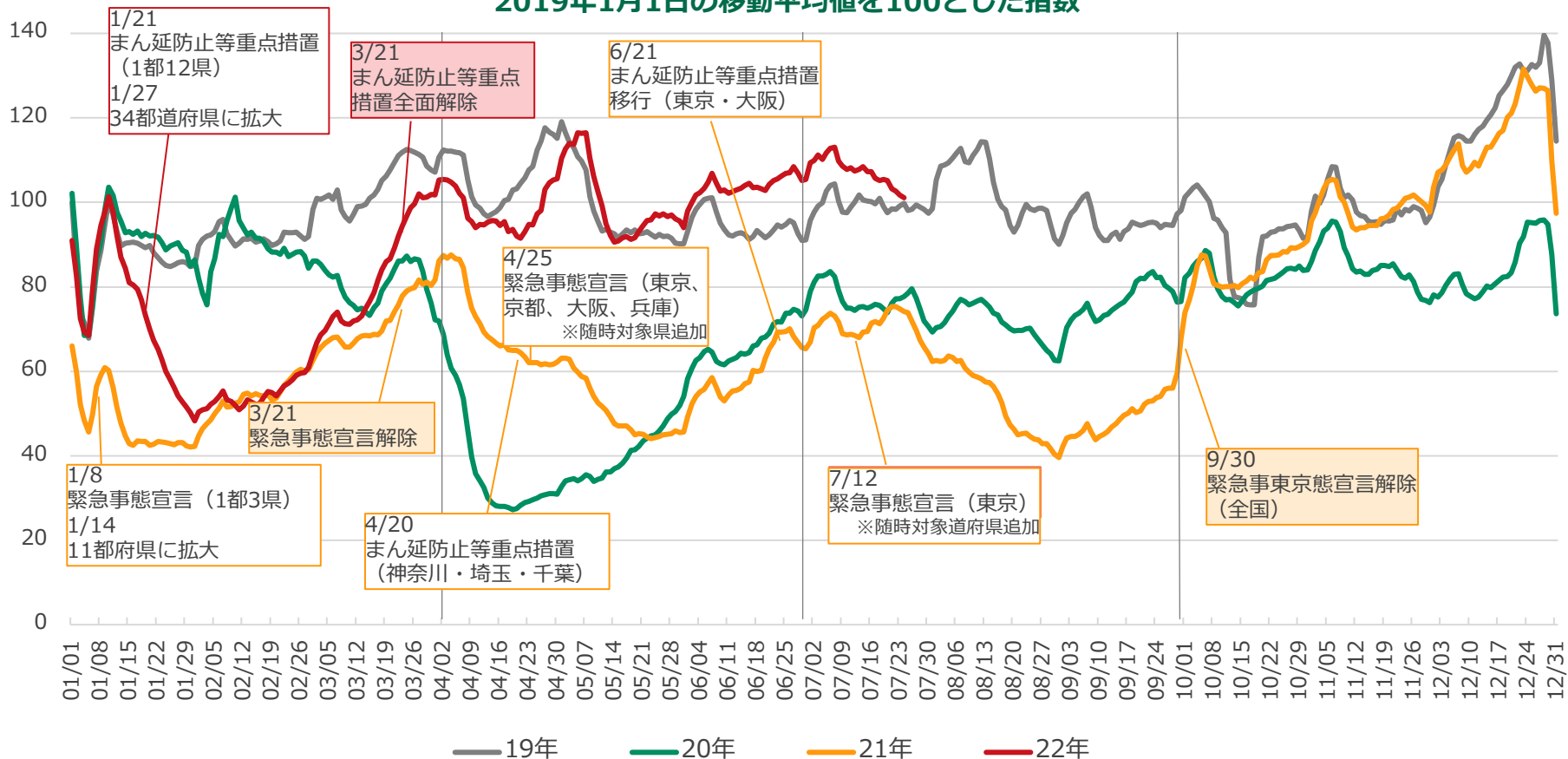


※ 2020年3月期の各四半期は金融商品取引法に基づく財務諸表は作成しておりません

- 2022年3月のまん延防止等重点措置解除に伴い、売上は回復傾向。特に5月のGW以降は2019年を超える水準で推移。
- 7月に入り、感染者数が再度増加傾向となっているものの、日次の売上高は好調をキープ。

ご参考：日次売上高の推移（7日移動平均）

2019年1月1日の移動平均値を100とした指数



- 5月13日に公表した前回予想時の想定以上に売上が回復していることから、業績予想を下記のとおり**上方修正**。
- 足元では新型コロナウイルス新規感染者数が増加傾向となっており、新型コロナウイルス感染症が業績に与える影響を合理的に算出することは困難ではあるものの、**今後、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などが発令されないという前提条件の下、足元の実績をベースに業績予想を算定**。

(百万円、%)

	22.3期 (実績)	23.3期 (前回予想)	23.3期 (予想)	(前期比)	(前回予想比)
売上高	3,029	3,700	4,200	+38.6	+13.5
売上総利益 (総利益率)	1,017 (33.6)	1,250 (33.8)	1,420 (33.8)	+39.6 (+0.2pt)	+13.6 (+0.0pt)
営業利益 (営業利益率)	▲59 (▲2.0)	37 (1.0)	105 (2.5)	—	+183.8 (+1.5pt)
経常利益	▲57	43	110	—	+155.8
当期純利益	▲37	29	70	—	+141.4

- 配当の基本方針としては、今後を見据えて必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当性向20%の配当を実施することとしている。
- しかしながら、前22.3期決算においては新型コロナウイルスの感染拡大による影響を大きく受け、最終赤字を計上する結果となったため、財務の健全性維持を優先させていただきたく、無配に。
- 5月13日時点では、先行きが不透明であったことなどから、23.3期の配当予想を未定としていた。
- 今回、業績予想を上方修正するも、足元では新型コロナウイルス感染者数が急増しており、先行きの不透明感が強まっていること等から、引き続き配当予想は未定とし、開示が可能となった時点で速やかに公表する。

- 本書には、当社に関連する見通し、将来に関する計画、経営目標などが記載されています。これらの将来の見通しに関する記述は、将来の事象や動向に関する現時点での仮定に基づくものであり、当該仮定が必ずしも正確であるという保証はありません。様々な要因により実際の業績が本書の記載と著しく異なる可能性があります
- 別段の記載がない限り、本書に記載されている財務データは日本において一般に認められている会計原則に従って表示されています
- 当社は、将来の事象などの発生にかかわらず、既に行っております今後の見通しに関する発表等につき、開示規則により求められる場合を除き、必ずしも修正するとは限りません
- 当社以外の会社に関する情報は、一般に公知の情報に依拠しています
- 本書は、いかなる有価証券の取得の申込みの勧誘、売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下「勧誘行為」という。）を構成するものでも、勧誘行為を行うためのものでもなく、いかなる契約、義務の根拠となり得るものでもありません